

瀬戸市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月26日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第32号

瀬戸市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>瀬戸蔵ミュージアム</u>の設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>瀬戸蔵ミュージアム</u>の設置及び管理に関する条例（昭和50年瀬戸市条例第10号）の施行について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入館者の遵守事項)</p> <p>第2条 <u>瀬戸蔵ミュージアム</u>（以下「<u>ミュージアム</u>」という。）に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>ミュージアム</u>の施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。</p> <p>(2)から(7)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(寄贈の手続)</p> <p>第6条 <u>ミュージアム</u>に郷土資料を寄贈しようとする者は、郷土資料寄贈申込書（第3号様式）</p>	<p><u>瀬戸市歴史民俗資料館</u>の設置及び管理に関する条例施行規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>瀬戸市歴史民俗資料館</u>の設置及び管理に関する条例（昭和50年瀬戸市条例第10号）の施行について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入館者の遵守事項)</p> <p>第2条 <u>瀬戸市歴史民俗資料館</u>（以下「<u>資料館</u>」という。）に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) <u>資料館</u>の施設内及びその敷地内において喫煙をしないこと。</p> <p>(2)から(7)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(寄贈の手続)</p> <p>第6条 <u>資料館</u>に郷土資料を寄贈しようとする者は、郷土資料寄贈申込書（第3号様式）を市長</p>

を市長に提出するものとする。	に提出するものとする。
2 <u>ミュージアム</u> に郷土資料を寄贈した者に対しては、郷土資料受領書（第4号様式）を交付するものとする。 (寄託の手続)	2 <u>資料館</u> に郷土資料を寄贈した者に対しては、郷土資料受領書（第4号様式）を交付するものとする。 (寄託の手続)
第7条 <u>ミュージアム</u> に郷土資料を寄託しようとするものは、郷土資料寄託申請書（第5号様式）を市長に提出するものとする。	第7条 <u>資料館</u> に郷土資料を寄託しようとするものは、郷土資料寄託申請書（第5号様式）を市長に提出するものとする。
2 <u>ミュージアム</u> に郷土資料を寄託したものに対しては、郷土資料受託書（第6号様式）を交付するものとする。 (借用の手続)	2 <u>資料館</u> に郷土資料を寄託したものに対しては、郷土資料受託書（第6号様式）を交付するものとする。 (借用の手続)
第8条 <u>ミュージアム</u> が郷土資料を借用するときは、あらかじめ所有者又は管理者の承諾を得たうえ、郷土資料借用書（第7号様式）を交付するものとする。	第8条 <u>資料館</u> が郷土資料を借用するときは、あらかじめ所有者又は管理者の承諾を得たうえ、郷土資料借用書（第7号様式）を交付するものとする。
2 <省略> (寄託及び借用資料の取扱)	2 <省略> (寄託及び借用資料の取扱)
第10条 寄託及び借用に係る郷土資料は、 <u>ミュージアム</u> 所蔵の郷土資料と同様の取扱いをする。 (免責)	第10条 寄託及び借用に係る郷土資料は、 <u>資料館</u> 所蔵の郷土資料と同様の取扱いをする。 (免責)
第11条 <u>ミュージアム</u> は、天災その他不可抗力による寄託資料の損失に対して、その責めを負わないものとする。	第11条 <u>資料館</u> は、天災その他不可抗力による寄託資料の損失に対して、その責めを負わないものとする。

第1号様式、第3号様式及び第5号様式中「瀬戸市長 殿」を「（宛先）瀬戸市長」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。